

さいたま市告示第 7 4 4 号

次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に係る実施設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に係る実施設計業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 1 - 2 8   さいたま市消防局外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7 ・ 8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 高機能消防指令センター総合整備（Ⅱ型以上）に係る基本設計又は実施設計の契約履行完了実績が 2 件以上あることを証明したものであること。（契約書及び適正な業務完了を証明する文書の写しを競争入札参加資格申請に添付すること。）

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者。

イ 施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(4) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 1 - 2 8   さいたま市消防局警防部指令課

担当 指令管理係   電話   0 4 8 （ 8 3 3 ） 1 4 2 2

(2) 交付期間

令和 7 年 4 月 2 5 日（金）から令和 7 年 5 月 1 3 日（火）まで（さいたま市の休日を定める条

例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(2)に同じ

(3) 受付場所

３(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

３(1)に同じ

(2) 交付日時

令和７年５月２１日（水）午前９時から午後５時まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和７年６月３日（火）午後２時００分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－1－28    さいたま市消防庁舎 4 階第 1 調整室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 6 月 3 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－1－28    さいたま市消防局警防部指令課

電話 048（833）1422    FAX 048（833）1482

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市消防局警防部指令課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (2) 詳細は、入札説明書による。